

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。住民課長、ひまわりこども園長は、公務等のため欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第9号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） おはようございます。

議案第9号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ9億64,166千円で、前年度と比較して30,205千円、3.04%の減少でございます。国保から後期高齢者医療への移行などによる被保険者数の減少と保険給付費が減少したことが主な要因でございます。また、保険税率の上昇を抑制するため基金から33,000千円の繰入れを行います。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国民健康保険税は被保険者1,686名を見込み、一般被保険者国民健康保険税1億56,393千円、退職被保険者等国民健康保険税6千円で、合計1億56,399千円でございます。前年度と比較して5,641千円の減額でございます。今年度、資産割の廃止を行ったことが主な要因でございます。

8ページ、使用料及び手数料の督促手数料は50千円でございます。

国庫支出金、国庫補助金、災害臨時特例補助金は1千円の科目設定でございます。

下段の県支出金、県補助金は保険給付費等交付金として普通交付金6億74,903千円、10ページ、特別交付金13,389千円、合わせて6億88,292千円でございます。

また、財政対策補助金は1,691千円でございます。

財産収入、財産運用収入は基金の預金利子120千円でございます。

一般会計繰入金は81,839千円で、前年度と比較して2,659千円の減額でございます。内訳は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分29,851千円、同繰入金の保険者支援分16,681千円、同繰入金の未就学児保険税軽減分400千円、職員給与費等繰入金13,050千円、出産育児一時金等繰入金2,520千円、12ページ、財政安定化支援事業繰入金15,892千円、単事業分3,445千円でございます。

繰入金、基金繰入金33,000千円は、保険税率の上昇を抑制するため基金から繰入れを行います。

繰越金は1,000千円でございます。

諸収入、延滞金、加算及び過料は401千円で、一般被保険者延滞金400千円、退職被保険者等延滞金1千円でございます。

14ページ、預金利子は1千円の科目設定でございます。

雑入、一般被保険者第三者納付金350千円、退職被保険者等第三者納付金1千円、一般被保険者等返納金10千円、退職被保険者等返納金1千円、高額療養費貸付金償還金1,000千円、雑入は指定公費受入金10千円を計上しています。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

16ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は11,090千円で、1名分の人件費と事務経費となっています。一般管理費の内訳としては、給料3,809千円、職員手当等2,409千円、共済費1,148千円、需用費130千円、役務費2,732千円、委託料248千円、負担金補助及び交付金614千円でございます。国民健康保険団体連合会負担金は853千円でございます。

徴収費の賦課徴収費は2,106千円で、コンビニ収納の手数料、クラウドシステムによる帳票類の共同印刷などの費用、今年度は税制改正に伴うプログラム修正料1,155千円を計上してございます。

18ページの運営協議会費は198千円で、委員9名分の報酬と需用費でございます。

次に、第2款保険給付費の合計額は6億79,226千円で、前年度と比較して32,792千円の減額でございます。一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の減額が主な要因でございます。内訳は、療養諸費5億86,223千円、高額療養費88,669千円、20ページ、移送費11千円、出産育児諸費3,782千円、22ページ、葬祭諸費540千円、傷病諸費1千円でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金の合計額は2億56,517千円でございます。内訳は、医療給付費分1億90,278千円、24ページ、後期高齢者支援金等分47,730千円、介護給付費給付金分18,509千円は和歌山県に納める納付金でございます。

第4款共同事業拠出金は1千円でございます。保健事業費は4,084千円、高額療養費貸付金は1,000千円でございます。

26ページ、保健事業費の特定健康診査等事業費は8,219千円で、今年度におきましても雇い上げた保健師による特定健康診査未受診者への電話連絡等により、受診率の向上に努めるとともに、受診者に合った受診勧奨の案内を送付する特定健康診査等受診率向上事業にも取り組みます。

基金積立金は利子積立金の120千円でございます。

諸支出金は保険税その他の還付などに要する経費で、款の合計は752千円でございます。

なお、添付資料として給与費明細書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 27ページ、お願いします。

27ページの12番委託料、ここなんですけど、三つほど指導委託料、健康診査委託料、受診率向上事業と三つあるわけなんですけど、指導委託料というのは、もちろん指導される方の人数かなんかで動かないかも分からないんですけども、あとの二つ、健康診査とか受診率の向上事業とか、結局これ前年度よりやっぱりちょっとずつ下がっていったるわけです。これ、結局健康診断というくくりで見れば、コロナもあって受診率が悪いという可能性もあるんですけど、これを安易に下げていって受診率が向上しないんじゃないかと。

例えば向上事業に関しては、もう前年度と比べれば1,000千以上違う。この辺の考え方ですよ。簡単に目標を下げるのがいいのかどうか。やっぱり住民さんの生命を守るためにも、なかなか足を運んでくれない人も、こっちへ来させると、受診させるといような考え方を持っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 北村議員にお答えします。

特定健康診査委託料ですけども、こちらのほうは特定健康診査受けていただく方の部分についての委託料ということで、病院に支払うものになります。こちらのほう予算計上としまして、第3期の特定健康診査等実施計画で、目標のパーセントが48%という形で予算計上させていただいております。今、現状令和2年度で少し受診率下がりました、今美浜町で34.2%、2年度につきましては県全体で下がってまして、県が31.8%という受診率でございます。

できるだけそういった目標の数値に届くようにということで、受診率向上事業という形で委託してやっておりますけれども、こちらのほうの減額の理由なんですけど、もともと受診率向上事業というのは、未受診者に対してその人に合ったという形で、6パターンに分けて健診時の質問項目を分析しましてご案内をさせていただくという事業なんですけども、3年度まではキャンサースキャンというところに委託しておりました。

今現状ちょっと頭打ちというか、受診率のほうもなかなか伸びてきてないというところもございまして、いろいろ課の中でも協議しまして、一度、今現在はがきのタイプでお送りさせていただいてるんですけども、少し大きな受診勧奨の啓発資材を考えまして、A4タイプの圧着タイプにしまして、少し皆さんにちょっと見ていただけるようにといたしますか、注目していただけるように、少し業者のほう委託業者のほうを県の医療適正化事業をやっております日本システム技術というところに、ちょっと委託先を変更するという形で進めるという形で、予算計上させていただいております。

その費用がちょっと1,000千円ほど安くなったというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） その健康受診向上率事業、それで1,000千ほど安くなったということで了解いたしました。

いずれにしても、さっきおっしゃったような受診の実施率が、元年で38.2、2年34.2でしたか、そうですね。受けられる方というのは、元年と2年じゃそんなに人数的には変わってないわけですよ。だから、やっぱり受けられない方もおられるかも分かりませんが、この辺の何て言うんですか、受けていただけるような取組を前向きにやっていたらなど。これはもう批判とかそんなんじゃないで、やっぱりその数字が変わってません。524人の令和元年の受講者に対して、427人令和2年、ちょっとずつ減っているのは事実なんで、その辺ちょっとまた一回改善の余地があると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） データでもやっぱり、連続して受けていただけてる方は受けていただけてるんですけども、新規の方といいますか、そういった方にちょっとやっぱり啓発進めていきたいと考えてございます。できるだけ受けていただくような形で、こういった受診率向上事業、併せて進めていきたいと思っておりますので。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） すみません、基金です。12ページ、13ページの基金繰入金、今回は33,000千繰り入れておられます。3年のときも20,000千、2年も20,000千、元年では40,000千と繰り入れております。

まず、残高どれぐらいあるか教えてください、繰り入れたら。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 今の基金の残高ですけども、1億16,184,599円でございます。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 今1億16,000千ぐらいやというの分かりました。やっぱり統一に向けての保険料の抑制も考えての、ちゃんと計算してのやつというのは分かります。統一するまでにあと1億16,000千だったら、大体いけるって見込んでいるのか、見込みをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 龍神議員にお答えします。

基金、今1億10,000千あるんですけども、今までずっとここ何年間20,000千を基本として保険料の抑制のために入れております。今回33,000千になっているのは、まず資産割を廃止したこと、これで大体8,500千、それと、今回ちょっと今年の納付金が4,500千ほど増加しておりますので、その分合わせまして33,000千の基金取崩しを行っております。

ただ、今後令和9年の合併に向けて、少しずつ基金入れもてでもどこかでまた税率を上げる必要は生じてまいります。そこで、なるべくスムーズに移行できるように、保険税を

設定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 先ほど関連と申し上げたらよかったですけれども、先ほどの北村議員の質問の中で、委託料のところ2項目質問されてました。上の保健指導委託料、指導のほうですね。

実は私は別の会社でこの指導をきつく受けた記憶がありますので、申し上げてるんですが、手元の資料は令和元年と2年の資料しか僕ちょっとよう見つけられなかったんですけども、元年度は40.8%実施されて、2年度速報値ですけれども17%と、かなり悪い結果になってると思うんですけど、これ全然別の一般業者へ委託するわけなんでしょう。この辺り先ほど啓発、その下二つの啓発の資料は何か別のをつくられたというか、変えられたとおっしゃってましたけれども、課独自でいわゆる美浜町独自でというか、そのような取組には、同じ予算計上やから全然変わらないんだろーと思っておりますけれども、その辺どのように考えてらっしゃいますか。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

特定保健指導委託料ですけれども、こちらのほうの委託料につきましては、北出病院、日高病院で人間ドックを受けた方で、特定保健指導の対象者に対して保健師や管理栄養士の指導を行っていただくものになっております。集団健診を受けていただいた方等につきましては、まちの保健師、栄養士が特定保健指導に当たっております。

受診率ということですが、令和3年度なんですけれども、集団でその特定保健指導の対象になる方が15名、指導させていただいた方が11名という形になってございます。で、ちょっと個別のほうはまだちょっと数字のほう出てないんですけれども、令和3年度ではちょっとそういった状況なんです、令和2年度ちょっと低いということがございます。

こちらから連絡させていただくんですが、なかなか忙しいとかご都合つかないとかというちょっとご返答もいただいております。できるだけ受けていただくようにこちらのほうも保健師からの電話連絡等で、何とかそういった受診につながるように努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） この19ページの18番のこの負担金、補助金及び交付金、審査支払手数料とありますが、これ請求レセプトの内容の審査という感じでよろしいのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 国保連合会でのレセプトの点検等の費用でございます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） これ例えば1, 796千円かかっていますが、例えばこの審査を通さんかったとして、通したとしてほんなら例えばどれぐらい今結果が出ていると、美浜町が通さんかったり国保が通さんかったりしたときのその差といいますかねえ、何ていうんですか、どれだけの減額できているのかというのを分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） こちらのほうは、審査1件当たりの単価が決まってまして、そのレセプトを点検した件数でお支払いするという形になってございます。

ちょっとその通らなかつたどうかというの、申し訳ございません、ちょっと資料を持ってませんので、一度申し訳ございません、確認させていただきます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） これって私ももちろんその筋のプロじゃないんで分からないんですけど、審査通さんでもええんかなとか、ふと思ったりもして、その代わり高いんでしょあという考え方をしたわけですよ。

審査委員会ですか、審査の内容がもしその審査委員会、これ大きな病院だけに限るんですか。これ今ほかの小さな病院でもこういう審査を受けながらいけるんですか。それによってどれぐらいの差が、例えば1, 700千ほど払ってその審査委員会を通したら、もう10, 000千ぐらい得したよという請求ができるよという形なのか、直接もうそんなんせんでもいけるんやよというこの誤差をちょっと知りたかつたんで。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 北村議員にお答えします。

診療報酬の審査支払い手数料につきましては、明細書1件当たり58円という形で決まっております。その1件当たりの件数掛ける審査の件数という形の金額となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今のですけれど、その1件当たり58円は分かりました。要は、要じゃないなあ、じゃ、全件審査に出されているのか、それともワンレセ、例えば何万以上のものは審査に出すとか、すべからず全ての請求に関して審査を出されているということなんですか。

多分北村議員は、高額なレセプトの100千円、高いのはその審査に出して、減額があったりしたらその効果を知りたいんだろうと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 先ほどの58円というのが明細書1件当たりということでございます。全件という形で、はい。

○議長（谷重幸君） いいですか。

10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 25ページの委託料、人間ドック検診委託料、私も人間ドックこれ受けさせていただいているんですけど、1日と2日とあると思うんですけども、これ一応何人分、1日と2日何人分の予算が取られているのか、ちょっと。それと自己負担はたしか8千円、何年か前1日ドックで9千円に値上がりしたと思うんですけど、自己負担の率はそのままいいのかということ。

それと、去年度の令和3年度の実績等も踏まえてしてると思うんですけど、3年度の検診した実績と今年何人分、令和4年度何人分を予想してるのかということをお教えください。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 鈴川議員にお答えします。

人間ドックの検診委託料につきましては、110人分を計上してございます。1日ドックが93名分、2日ドックが17名分となっております。

自己負担につきましては、1日ドック9千円、2日間ドックで14,500円となっております。

令和2年のドックの申込み、実施された方は82名、令和3年度で104名の申込みをいただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第10号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町介護保険特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ8億41,876千円で、前年度と比較いたしまして3,905千円、率にして0.47%の増でございます。

3ページ、「第2表 債務負担行為」につきましては、令和6年度から令和8年度まで

の3年間を計画期間とする第9期の介護保険事業計画策定業務について、来年度以降必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

7ページの第1号被保険者保険料につきましては1億56,198千円を計上してございます。基準月額が5,880円でございます。このうち、特別徴収保険料は1億43,912千円、普通徴収保険料は12,186千円、滞納繰越し分保険料として100千円を計上しています。督促手数料は10千円です。

国庫負担金は1億40,344千円で前年度より283千円の減額となっております。国庫補助金は64,675千円で、内訳が調整交付金55,024千円、地域支援事業交付金では、介護予防日常生活支援総合事業と総合事業以外に係る2交付金がありまして、この合計が6,669千円でございます。

9ページ、保険者機能強化推進交付金は1,646千円、地域支援事業費での高齢者の予防健康づくりの取組に対する交付金でございます。介護保険保険者努力支援交付金は1,336千円で、高齢者の自立支援、重度化防止の取組に対する交付金でございます。

支払い基金交付金は第2号被保険者の保険料分として、地域支援事業分として併せて支払い基金から2億17,219千円の交付を見込んでいます。前年度より287千円の増額でございます。

県負担金は1億12,456千円、前年度より300千円の減額でございます。

県補助金は、地域支援事業交付金の介護予防日常生活支援総合事業と、11ページの総合事業以外に係る2交付金で3,997千円、前年度から352千円の増額でございます。

財産運用収入は介護給付費準備基金の利子27千円です。

一般会計繰入金は1億46,946千円で、前年度より2,694千円の増額となっております。介護給付費に係る法定率での繰入れと事務費繰入金、また第1段階から第3段階の方に対する保険料軽減措置に対する補填分として、低所得者保険料軽減繰入金を計上してございます。

13ページからの繰越金と諸収入につきましては、それぞれ科目設定です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

17ページ、総務費、総務管理費は33,609千円、前年度より2,879千円の増額です。

報酬296千円は、介護保険認定調査業務を行うパートタイムの会計年度任用職員分、給料8,689千円は職員2名とフルタイムの会計年度任用職員分、職員手当等は4,422千円、共済費は2,446千円、旅費は59千円、需用費は801千円、役務費は郵便料、主治医意見書作成料などの必要経費3,184千円、委託料は第9期の介護保険事業計画を策定するため、アンケート調査及び調査結果の入力集計、分析費用の介護保険事業計画策定委託料や、介護人材不足の実態把握と課題分析を行う介護人材確保分析業務委託などで3,704千円、使用料及び賃借料は介護事業所台帳管理システムプロダクト利用料の

330千円、負担金補助及び交付金は御坊広域行政事務組合への介護認定審査会費分担金などで9,669千円、公課費は9千円で車検の際の自動車重量税でございます。

次に、保険給付に係る費用についてでございます。

19ページからの保険給付費の総額は7億77,879千円で、対前年度比1,797千円、率にして0.23%の減額でございます。

介護サービス等諸費7億16,983千円は、要介護の認定を受けた方へのサービス費用で、デイサービスやヘルパーの利用、施設への入所費用等でございます。

その他諸費は、国保連合会への審査支払い手数料696千円、21ページ、高額介護サービス費18,837千円は自己負担分が一定額を超えた場合の還付分です。

高額医療合算介護サービス等費3,120千円は、介護保険の自己負担と後期高齢者医療等医療での自己負担額の合算額が一定額を超えた場合の還付分でございます。

特定入所者介護サービス等費21,950千円は、一定の資格により施設の利用等の際の食費、居住費の自己負担が軽減されるものでございます。

21ページから24ページまでの介護予防サービス等諸費16,293千円は、要支援の認定を受けた方のサービス利用等に係る費用でございます。

23ページからの地域支援事業費は、介護給付とは別に美浜町地域包括支援センターが実施する介護予防事業などに係る予算でございます。

包括的支援事業任意事業費3,478千円は、総合相談事業、権利擁護事業、認知症施策などに係る費用でございます。

27ページ、介護予防生活支援サービス事業費24,626千円は、保健医療専門職が利用者の機能低下の状況に応じて、短期間集中的に訪問型サービスや通所型サービスを行います。

一般介護予防事業費2,006千円は、介護予防普及啓発や地域介護予防活動支援などに係る費用でございます。

29ページ、その他諸費48千円は国保連合会への介護予防生活支援サービス事業費の審査に対する手数料です。

基金積立金は利子の積立てで27千円、諸支出金は保険料の還付金200千円、償還金、還付加算金、延滞金はそれぞれ科目設定でございます。

なお、資料として給与費明細書に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 昨今この議論あまり聞かないのであれですけど、入所待ちというんですか、特養の待機者という表現がいいのかどうか分かりませんが、よくそういう悩みであったり愚痴であったり苦情等よく耳にしましたので、最近はそういうことはないのか。

この美浜町、日高管内、あるいは特養施設に関して、我が美浜町住民に限ってもあれですけれども、どのぐらい待機者がいて。あれは何か複数重なり合って希望するから、実数と何かその数値は乖離があるやには聞いてますが、その辺りはどうなのかということと、ここでもう大まかなことを聞いたらあれですけれども、2025年問題とか、とにかく高齢者の数も増えて、必然的に介護、被介護対象者も増えるだろうというのはもう前から言われてましたけれども、そのような問題について担当課としてどのようなお考えなのかお聞きします。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） まず、特養の待機者等に関するのですが、以前そういった形でかなり待って、なかなか入りにくいという話も聞いた時代もありましたが、最近、特に順番って言うんじゃないしに、やっぱりその方の条件等によって各施設の入所基準がありますので、すぐに入れる方、また、しばらく待ってもらう方はおりますが、そういった長い待機での苦情的な話は、最近は耳にすることはありません。

具体的な数字になりますと、3年度についてはまだちょっとつかめてないんですが、2年度の実績におきましては、申請者数、美浜町においては29名と、それと年度内に入所した数が18名、待機者数が26名という状況でございます。

2番目の2025年問題、また2040年問題と言われている今後の介護を取り巻く環境についてなんですけれども、全国的な動向、また美浜町独自の動向ということで、その内容につきましては各時期の、今であれば第8期の介護保険事業計画によって計画、また推計されているところですが、今現在の進捗状況でいけば、計画どおり、ややちょっと3年度におきましては給付費のほう若干伸び、増加ぎみになっておるので、そういうところはちょっと心配しておるところがありますが、そういったことを見込んだ上で計画、また適正な介護保険の運営、また介護保険特別会計の運営等努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） はい、5番。まずは、今回4年度の第1号被保険者の保険数大体どれぐらいで予算化されているのかなということと、もう一つは、もちろん高齢化率が上昇傾向にあるのはもう予算見ても増えていってるんで分かっているところではあります。ちょっとコロナ禍の今なので、健康づくり教室とか介護予防の充実や推進が、やっぱり保険料の料率を今まで抑えてきたあるところもかなりあると思うんですが、今コロナ禍によってそれがなかなかできていないと私も認識しております。

それで、介護認定の推移なんですけれども、どのような推移で今のところは来ているかということをおちょっと教えてください。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） まず、被保険者の数ですが、3年度末の見込みで2,450名の被保険者を見込んでおります。

それと、このコロナ禍における介護保険の現状についてという趣旨、また認定率であります。先ほどもちょっと話させていただいたんですが、3年度の給付費というのは、保険給付費というのは、この介護保険特別会計の大部分を占める科目でございます。

3年度については、計画では7億78,000千の推計に対しまして、決算見込みで7億93,000千、4年度では7億96,000千の推計で、7億71,000千と。3年度は推計値を15,000千オーバーしてるんです。4年度は予算額ベースでは18,000千低い数字となっておりますので、そのところが前回の計画では計画より低い数値だったんですが、オーバーしている年度になっているということで、その辺のところちょっと心配しておるところです。

その認定率に関係もしてくるんですが、令和2年度までは17%台を推移してきました。ただ昨年末、令和3年の12月では18.4%となっております。この認定率の増加に対して、こういった給付費の増というのも比例しておるというのが見られます。あくまでも推測レベルであるんですが、コロナ禍ということも要因としては考えられるんですが、これは全国的なものでもありますので、そこにそれについては実際令和3年度の決算が outcome しまして、また令和4年度の途中の給付費の推移を注視していきたいと思っております。

また、要因として、別と考えておるのは、この認定率の上昇、また高齢者の人口の増加ということで、昨年度と比べてまして75歳以上の人口が、全体の人口が減っておるのはご承知のとおりですが、75歳以上の人口を見ましたら、去年と比べて同時期で15名の増と、また80歳以上の人口については40名の増ということになっておりまして、このことは、いけば介護認定を受け始める年齢の方が多くなっているということから、そういった傾向が見られると思っております。

以上が状況です。以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 今のことに関連してくるんかも分からないんですけども、この第8期の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画を見ますと、2020年令和2年度末において、50,000千円程度の準備金の残高を見込んでいるということを書いております。それで、介護給付費準備繰入金、この間補正で2,000千円の補正がありましたが、現在その準備金の残高はどれぐらいに、入れた後4年度に向けての準備金の残高はどれぐらいですか。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 基金の残高についてですが、3年度末見込みで50,232,025円です。先にお認めいただきました2,000千の取崩しということで、それからいけば2,000千を減額する基金の残額となっております。

あとは、計画では18,000千の基金の取崩しを見込んでおりますが、これは給付費の動向によって対応する基金の取崩しとなっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） その計画に今も課長おっしゃいました準備金18,000千円を取り崩して、計算されて58,800千円という計画なので、今で16,000千円が4年であるということは、あと5年で5年の1年ですよ。私は大体計画どおり、今のお話も聞いてて計画どおり行っているのかなとも思いますが、今度やっぱり5年に向けての介護保険事業計画の策定にも入っております。

先ほど見込みはなかなか厳しいってところもありますが、このような感じでもう一回谷議員と同じことになるかも分かりませんが、この基金の関係もありますし、そのような感じで何とか保険料もこの50,000千円でうまくやっていって、9期も乗り切って。

9期って言うたら今度2024年から2026年の計画になってくると思うんで、2025年の団塊の世代が75歳以上になる一番まずは第一関門やと思うんで、ちょっともう一度その辺の今までの流れの中のその見通し、もう一回お願いします。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 今第8期の計画途中ということで先ほども話しさせていただきましたが、見込み推計レベルですが、この令和3年度の給付の状況を見たら、ちょっと心配を否めないところが出てきておるので、そのところを分析、注視していきまして、また、今コロナ禍で休んでますけれども、以前から取り組んでます介護予防事業、これを改めて再稼働してその介護予防の普及、また保険給付の上昇の食い止めに意識しながら、介護保険事業に取り組んでいきたいという所存です。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

挙手多数です。したがって、議案第10号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第11号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第11号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ2億46,670千円、前年度と比べまして9,665千

円、率にして4.08%の増加となっております。広域連合へ納める納付金が増加したことが主な要因でございます。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

6ページ、後期高齢者医療保険料につきましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は平成20年度に創設され、保険料率については2年ごとに改定されており、今年度は改定の年となっております。均等割額については現行の50,304円が50,317円となり13円の増となります。所得割率は現行9.51%から9.33%となり0.18%の減となります。また、賦課限度額の見直し、窓口負担割合の見直し等も予定されています。

保険料は今年度は被保険者数を1,464名と見込み、特別徴収保険料53,534千円、普通徴収保険料33,214千円、滞納繰越分として75千円の合計86,823千円を計上しています。前年度と比較して5,573千円の増額となっております。

分担金及び負担金629千円は、美浜町が実施する人間ドック検診に対して広域連合から交付されるものでございます。

督促手数料につきましては3千円を計上しています。

8ページの一般会計からの繰入金につきましては1億5,029千円で、内訳は、事務費繰入金12,827千円、このうち広域連合に納める事務費として5,120千円、まちの事務費分として7,707千円を計上しています。

保険基盤安定繰入金は低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するもので30,853千円でございます。

療養給付費繰入金は医療費の12分の1に相当する1億1,534,9千円を計上してございます。

繰越金以下、10ページの諸収入の雑入までは、それぞれ科目設定でございます。

償還金及び還付加算金は、昨年度と同額の180千円を計上してございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

12ページの総務費の一般管理費2億3,851,9千円についてですが、職員の人件費は1名分で、給料2,490千円、職員手当等1,032千円、共済費713千円、需用費は消耗品費と印刷製本費の87千円でございます。

役務費は1,468千円、委託料は電算処理委託料と人間ドック検診委託料、クラウド導入による共同印刷委託業務の合計2,181千円でございます。

負担金補助及び交付金2億3,851,9千円につきましては、退職手当負担金と和歌山県後期医療広域連合への納付金でございます。

諸支出金の保険料還付金は150千円、還付加算金は30千円を計上してございます。

なお、添付資料として給与費明細書を添付しています。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。7ページのところで、歳入の7ページのところでございます。

3番の滞納繰越分、これは普通徴収の分だけか。これは普通徴収の滞納ですけれど、特徴でやっぱり必ず取るから発生しないんですか。それと、この滞納繰越分、現在件数なり額なりを少しお示し願いたい。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

滞納繰越分につきましては、普通徴収分という形の滞納という形になります。

2年度につきましては1件の滞納がございましたが、出納整理期間終了しましてすぐ納付いただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 12、13ページの節の11役務費の郵便料なんですけれども、例年大体800千ちょっとぐらい、今年1,432千円ということで、どのような動きになるんですか。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 龍神議員にお答えします。

郵便料なんですけれども、制度改正に伴う2割負担という形の追加に伴う保険証の2回目の交付がございまして、その分の郵便料が増加しているという形でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 今ちょっと2割負担ということがもう聞きましたので、先ほどもちょっとお口にされておりましたので、ちょっとそのことで大体私も聞いておるんですけども、大体この町民の皆さん気になる場所ですから、2割分負担される大体この美浜町で何割ぐらい、何人といってもなかなか難しいと思うんで、いろんなパターンがあるんで、何割ぐらいを見込んでいるのかということと、それにちょっと配慮措置があるというのもちょうと聞いております。その辺をちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 龍神議員にお答えします。

2割負担の可能性のある被保険者とはということでございますが、所得の関係もありまして、パンフレットによりますと一応被保険者全体の約20%という形になってございます。

前回森本議員の一般質問でもございましたが、そのときの3年の3月末現在の時点で、大体美浜町では17%で、和歌山県の資料では和歌山県は全体で15.5%という形で、大体20%からそういった15%の間の方が被保険者の方になるということで、大体美浜町ですと200人前後という形になってこようかと思っております。

配慮措置なんですけれども、2割負担になる方に急激な負担増加を抑制するために、月額にという形でございましたら、3千円までという形の措置もございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は10時10分です。

午前九時五十八分休憩

———・———

午前十時一〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第4 議案第12号 令和4年度美浜町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第12号 令和4年度美浜町下水道事業会計予算について細部説明を申し上げます。

本年度から、地方公営企業法を適用することから特別会計を廃止し、美浜町下水道事業会計として予算計上を行ってまいります。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、水洗化戸数2,350戸、年間有収水量55万4,650m³を見込み、1日平均有収水量は1,520m³を予定してまいります。

次に、収益的収支は、下水道事業収益、費用ともに2億19,062千円の予定で、当年度予定損益はゼロ円となっております。

次に、資本的収支は、資本的収入47,592千円、資本的支出84,873千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額37,281千円については、当年度損益勘定留保資金37,171千円と当年度分消費税資本的収支調整額110千円をもって補填するものでございます。

また、会計制度を変更すると特別会計が3月31日に廃止となるため、整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ7,700千円及び1,126千円でございます。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

第7条は、予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用と第3項特別損失との間の流用ができることとしてございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費23,489千円と定めてございます。

第9条は、一般会計から補助を受ける金額で、77,129千円を予定してございます。

以上の予算の見積基礎として、11ページ、12ページの収益的収入についてご説明いたします。

営業収益は85,908千円で、内訳は、下水道使用料85,782千円、その他営業収益126千円でございます。

営業外収益は1億33,154千円で、内訳は、受取利息32千円、他会計補助金77,129千円、長期前受金戻入55,993千円でございます。他会計補助金は、一般会計補助金で付加税支出へ充当いたします。

次に、13ページから20ページの収益的支出についてご説明いたします。

営業費用は1億85,204千円で、内訳としまして、管渠費は20,257千円で、主な支出は委託料10,441千円、修繕費5,437千円、動力費2,551千円でございます。

処理場費は42,770千円で、主な支出は委託料12,717千円、汚泥処理料5,904千円、修繕費8,727千円、動力費11,342千円でございます。

総係費は28,860千円で、主な支出は給料12,516千円、手当5,776千円、法定福利費5,197千円でございます。

減価償却費は、有形固定資産93,317千円を計上してございます。

営業外費用は22,544千円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費20,768千円、消費税及び地方消費税1,776千円でございます。

特別損失は10,814千円で、内訳は、過年度損益修正損110千円、その他特別損失10,704千円でございます。なお、その他特別損失のうち、過年度分賞与引当金繰入額1,510千円、その他引当金繰入額294千円、過年度分消費税及び地方消費税6,900千円は、会計制度の変更により特別会計が3月31日に廃止となり過年度分が発生するため、本年度のみに計上するものとなっております。

予備費は500千円を計上してございます。

次に、21ページ、22ページの資本的収入についてご説明いたします。

資本的収入は47,592千円で、内訳は、他会計出資金46,496千円、分担金486千円、繰入金610千円でございます。他会計出資金は、一般会計出資金で企業債償還金等に充当いたします。分担金は新規加入分担金3件分、繰入金は基金繰入金となっております。

次に、23ページ、24ページの資本的支出についてご説明いたします。

資本的支出は84,873千円で、内訳は、企業債償還金83,151千円、負担金1,692千円、基金積立金30千円でございます。負担金は水道事業への負担金で検針用機器更新によるもの、基金積立金は利子積立金となっております。

次に、25ページ、26ページは期首の予定貸借対照表、27ページ、28ページは期末の予定貸借対照表でございます。

29ページ、30ページは注記で、重要な会計方針等でございます。

31ページは予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は4,266千円を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番です。昨日ちょっと先走ったようにお聞きしましたけれども、大体は今までの会計を廃止してこの企業会計にいくので得損がということで、今までよりも一般会計からの、昔は繰出金だったかな、の額が増えたというように理解しているんですけども、もう一度、もし説明がいただけるのならお願いしますというところと、この水洗化率、現状の。それと、小出しに聞くのもあれなんで、料金が統一されて、経過年数もありますし、その辺の見通しとかはいかがですか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

昨日の続きの旧繰出金の分でございます。

下水道事業会計となりまして、公営企業会計を適用することによって、議員おっしゃるように、3月31日で特別会計が打ち切りという格好になります。それに伴って、19ページの第3項の特別損失という部分につきまして、その第2目のその他特別損失というところなんですけれども、引当金関係とか消費税の納付金額について、切り替え初年度のみが発生するようになってございます。その辺の事情もございまして、去年度の繰入金という解釈をして補助金と出資金を足すと7,198千円、両事業で繰入金が増えているという格好になります。その費用、初年度のみを合計しますと8,704千円という格好になるんですけども、それを差し引くと去年度よりは1,500千円ほど減少しているという格好になるんですけども、初年度のみが発生するというところでご理解いただきたいと思っております。

水洗化率のほうなんですけれども、3年3月の時点ですけれども、農業集落排水事業につきましては約93%、公共下水道事業につきましては78%、両事業を合わせますと85%ぐらいの水洗化率というふうになってございます。

もう一点、料金を統一してから、令和4年度で5年を迎えます。このことにつきましては、当初の計画では5年たった時点で一度見直しますよということでやっております。その計画どおり、4年度を一つの区切りとしまして検討して、5年度の早い時期に一度ご

報告できるような場を持てればというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まあまあ順調というか、水洗化率も両事業を合わせれば85%の数字がありますので、かなと感じるところです。

で、もう一点、最初の質問のときにお聞きしておいたらよかったですけれども、そもそも建設にかかった起債の償還以外は自主独立というか、使用料であるとかそういうもので賄っていくという、そういうたてりの事業だったやに記憶をしておりますので、今ご答弁いただいた5年度の早い時期に一度結果を云々と、その結果を考える中での織り込み済みというか、今申し上げました起債の償還以外は自主採算性でやっていけるということを織り込み済みという理解でいいんですか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

会計制度の変更によって、いろんな補助金とか出資金という色分けの関係で、若干の軌道修正はちょっとしないといけないかなという、文言的な解釈ではちょっとあるんですけども、基本的に旧の繰入金という考え方を横滑りさすと、起債の償還分以外のいわゆる維持管理費については自主財源で賄えるようにという格好で考えております。次の検討にはさらに一歩進んだ考えというのも持たなければいけないのかなという感じは持っています。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和4年度美浜町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号 令和4年度美浜町水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第13号 令和4年度美浜町水道事業会計予算について細部説明を申し上げます。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、給水戸数3,720戸、年間総給水量81万4,000m³を見込み、1日平均給水量は2,230m³を予定してございます。

年間総給水量は、実績及び予測に基づき計上してございます。給水量は前年度並みでござ

ございます。

次に、収益的収支は、水道事業収益1億32,068千円の予定で、対前年度比1.06%の増加でございます。水道事業費用は1億23,903千円の予定で、対前年度比0.07%の減少でございます。当年度の予定利益は税抜きで5,590千円を見込んでございます。

次に、資本的収支は、資本的収入8,125千円、資本的支出64,126千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額56,001千円については、過年度損益勘定留保資金20,808千円、当年度損益勘定留保資金32,577千円と当年度分消費税資本的収支調整額2,616千円をもって補填するものでございます。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

第7条は、予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費24,454千円と定めてございます。

第9条は、たな卸資産の購入限度額として、量水器及び量水器ボックス、修繕材料費で2,989千円と定めてございます。

以上の予算の見積基礎として、11ページ、12ページの資本的収入についてご説明いたします。

営業収益は1億17,269千円で、内訳は、水道使用料1億12,690千円、メーター使用料3,567千円、受託工事収益825千円、その他の営業収益187千円でございます。

営業外収益は14,799千円で、内訳は、受取利息81千円、長期前受金戻入13,286千円、雑収益1,432千円でございます。

次に、13ページから18ページの収益的支出についてご説明いたします。

営業費用は1億14,709千円で、内訳としまして、原水及び浄水費は16,299千円で、対前年度比707千円の減額、4.16%の減少、主な支出は動力費9,995千円、薬品費3,652千円でございます。

配水及び給水費は6,419千円で、対前年度比22千円の増額、0.34%の増加、内訳は、修繕費5,099千円、材料費1,320千円で、増額の要因は量水器取替え個数の増加によるものでございます。

受託工事費は、消火栓設置工事費825千円を計上してございます。

総係費は35,345千円で、対前年度比1,042千円の増額、3.04%の増加、主な支出は給料13,162千円、手当5,885千円、法定福利費5,407千円、委託料6,585千円でございます。

減価償却費は、有形固定資産50,449千円と無形固定資産2,792千円の合計53,241千円を計上してございます。

資産減耗費は、固定資産除却費2,580千円を計上してございます。

営業外費用は8,639千円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費3,546千円、消費税及び地方消費税5,073千円、雑支出20千円でございます。

特別損失は55千円、予備費は500千円でございます。

次に、19ページ、20ページの資本的収入についてご説明いたします。

資本的収入は8,125千円で、内訳は、分担金275千円、補償金6,160千円、負担金1,690千円でございます。分担金は、13mmの新規加入分担金5件分、保証金は寺田橋配水管添架に伴うもの、負担金は検針用機器更新による下水道事業の負担金負担分となっております。

次に、21ページ、22ページの資本的支出についてご説明いたします。

資本的支出は64,126千円で、内訳は、建設改良費36,915千円、企業債償還金27,211千円でございます。建設改良費では、三尾地区での配水管更新工事、寺田橋配水管添架工事、検針用機器購入費、送水管布設替設計委託業務を計上してございます。

次に、23ページ、24ページは予定貸借対照表、25ページ、26ページは令和3年度の予定貸借対照表、27ページ、28ページは令和3年度の予定損益計算書でございます。

29ページ、30ページは注記で、重要な会計方針等でございます。

31ページは予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億26,852千円を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 令和4年度美浜町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第6 議案第14号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、日

日程第7 議案第15号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、日程第8 議案第16号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思えます。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6 議案第14号、日程第7 議案第15号、日程第8 議案第16号を一括議題とします。

3件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 議案第14号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、議案第15号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、議案第16号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定について、一括して細部説明を申し上げます。

議案第14号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、美浜町カナダミュージアムの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和4年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第15号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和4年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第16号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村レストランの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和4年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 3件一括して質疑を行います。6番、高野議員。

○6番（高野正君） はい、6番、高野。なぜ公募しないんですか。決まり事のように指定管理者、お決まりのコースじゃないですか。公募する気は全くないんですね。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 今のところ全く考えておりません。当初からやっていたいている団体をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第15号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第16号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第16号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第9 議案第17号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、日程第10 議案第18号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9 議案第17号、日程第10 議案第18号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 議案第17号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、議案第18号 美浜町多目的室の指定管理者の指定について、一括して細部説明を申し上げます。

議案第17号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、美浜町産品コーナ

一の指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和4年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第18号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、美浜町多目的室の指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和4年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 2件一括して質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ちょっとお聞きします。産品コーナーっていろんな地元のお店さんとか入ってくれたりしているところ、ここには実際産品、私ももちろん行ったことあるんですけども、地元の産品と呼ばれるものはあるんですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） お答えします。

以前はあったようには聞いておるんですが、今現在は置いているようには思いません。ただ、自分とこの直営ということで、煙樹の杜のほうでいろいろ商品開発したものを置いていることはたまにあります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 私は全然否定はしていないんですけども、名前を、例えば多目的というのは確かにいろんな団体さんが入られて多目的に使われていると。ただただ名前の問題ではあるんですけども、あまり産品コーナーと言ったら、産品を置いているのかなというイメージもあって、例えばどっかに何かに新聞さんに売り出すときにでも「産品コーナーありますよ」と言って、中身は例えばお食事どころだったり喫茶店だったりするところに産品コーナー、今回もお受けできますかという、この流れがちょっと僕、引っかけたところがあってもう一回質問させてもらいますけれども、いいんですか、産品コーナーで。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 名前というところで言いますとなかなか難しいところがあるんですが、これがもう少しやってみて、実態にそぐわないということになれば、こういう名前の変更もありかなとは思いますが。ただ今のところ、ほとんどシェアキッチンというような形で、利用がほぼそういうこととございます。ただ、こういう名前を残しておくことによって、もしかしたらそういうことも入れられるかも分かりません。今、シェアキ

キッチンの方もかなり件数が減ってきている状況でありますので、もうしばらく名前の変更等にはちょっとお時間いただければと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） シェアキッチンって今、すみません、無知で。何件ぐらい入れ替わりやっているんですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 僕が聞いている限りでよろしいですか。1事業者入っているということは聞いております。ただ、過去にはカフェであったりとか、そういうふうな事業者もあったようには聞いておるんですが、今現在は1者だと思います。申し訳ない、確かではないんですが、1者だと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第18号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第17号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第18号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十時四十七分休憩

———・———

午前十時四十八分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

追加日程第12 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年美浜町議会第1回定例会を閉会します。

午前十時四十九分閉会

お疲れさまでした。